

## AMIN 総会議事録

日 時:2007年10月24日(水)、09:00時~12:00時  
場 所:東京都中央区晴海3-8-1晴海グランドホテル2F 会議室(ゴールド)  
座 長:形井秀一  
議 長:長岡英司  
説 明:藤井亮輔  
通訳者:田畑美智子  
オブザーバー:Grace Chan(WBUAP マッサージ委員会委員長)

長岡英司氏(筑波技術大学)を議長に選任し議事を進行した

### 〈議 事〉

#### I. 代議員の範囲と議決権について

AMIN 規約案の審議に先立ち、執行部より議決権数を各国1票の12票とすることで承願いた  
い旨、AMIN 推進委員会の筑波技術大学形井・藤井から提案されたが、台湾、香港、中国がそれぞ  
れ1票ずつ票を持つことについては、中国1国として1票とすべきではないかという意見があがった。  
審議の結果、12票中賛成11票で、今回の会議に限り、香港に独立した議決権を認めることに決  
定した。したがって、今会議における議決権数は11カ国2地域(香港・台湾)の13票(今回中国不  
参加)とする。次回以降の会議での議決権に関しては今後再検討することとする。

#### II. AMIN 規約案の承認に関する件

規約の承認は過半数の賛成をもって承認されたとする。

推進委員会執行部より AMIN 規約について提案がなされ、審議の結果、第5条の「会  
員」に団体会員を加えること等について、執行部が所要の検討をすることを条件として採決を行  
い、賛成12票で同規約は承認された。

#### III. 議事録の承認について

今会議で推挙した議事録署名人2名がサインした議事録を各国に配布して承認を得る方式につ  
いて審議した結果、13票中賛成8票で、本案どおりの方式とすることを決定した。議事録署名人は  
アルファベット順として第1回目は以下のとおり。

MAHBOOB AHSAN 氏(バングラディッシュ代表)

BOUN MAO 氏(カンボジア代表)

#### IV. 今後の AMIN の事業について(2008 年度)

- 1)海外講習会: 2007年12月 カンボジア  
2008年3月 ベトナム、ラオス、モンゴル
- 2)医療按摩標準テキストの作成

各国参加者: バングラディッシュ(2) MAHBOOB AHSAN、MD.SAIDUL HUQ  
カンボジア(2) BOUN MAO、Ung Sothy  
マレーシア(2) Ivan Ho Tuck Choy、Norimah Haji Ahmad  
台湾(1) 曾文雄、詹明松  
フィリピン(2) OSCAR J. TALEON、NELSON L. MILLAR  
ベトナム(2) PHAM XUAN TRUONG、DANG THI PHUONG MAI  
モンゴル(2) BAYASGALAN Mairdar、GANZORIG Batbayar

ラオス（１）	Kongkeo Tounalom
タイ（２）	Kamon Narapak、Chamnong Kasonprom
韓国（２）	Kwon Oh Chil、Yang Chul Suk
中国	今回不参加
香港（１）	Grace Chan
日本（２）	与那嶺岩夫、

BMIN 参加者：喜多嶋毅（奈良県立奈良盲学校）  
 武藤美樹（茨城県立茨城盲学校）  
 前田茂伸（福井県立盲学校）  
 箕輪政博（千葉県立千葉盲学校）  
 吉川恵士（筑波大学理療科教員養成施設）  
 中本与一（沖縄県立沖縄盲学校）

#### AMIN 推進委員会

執行部： 形井秀一、坂井友実、加藤宏、長岡英司、藤井亮輔、小野瀬正美  
 事務局： 齊藤竹延、櫻田恵里、西尾尚子

#### オブザーバー

日本財団： 石井靖乃、千葉寿夫、上野貴子  
 筑波技術大学： 小野東

以下、議事の詳細を記す（○：代議員の発言、●執行部の発言）

#### I～III

#### 第1章 総則

##### 1. 第1条（名称）について

○Medical の M と Massage の M でやはり AMMIN としたほうが良いのではないか。

●Medical-Massage とハイフンでつないで一つの M と理解していただきたい。

##### 2. 第3条（目的）について

○progress（促進）という単語を、最終的なゴールを明確にするために finalization（完結・仕上げる）に変えたほうが良いのではないか。

●検討します。

○「アジア」の領域はどこまでにするのか明確にしておいたほうが良いのではないか。

##### 3. 第4条（事業）について

○spread（普及・広がる）を disseminate（普及・広める）に変えたほうが良い。

●検討します。

○第3条には指導者が対象と記載されているが、第4条の目的の中では指導者育成ということも含まれている。どこまでの範囲をネットワークの対象とするのか明確にしたほうが良いのではないか。

●検討します。

#### 第2章 会員

##### 4. 第5条（会員資格）について

●インストラクターとしての範囲規定は、現在インストラクターとして活動している人、もしくは今後インストラクターとなる人。

- 各国の会員数制限は設けないが、会員が増加した際、各国との連絡調整要員としてキーパーソンが必要。キーパーソンの選定・責任範囲は今後検討する。
- 賛助会員を検討すべきではないか。
- 検討します。
- 団体登録を可能にしてほしい。
- 検討します。
- 指導的立場の定義として所属長の推薦・認定が必要になる可能性を含めて検討する。

### 第3章 機関

#### 5. 第8条（推進委員会の構成）について

- 当面、筑波技術大学のリーダーシップで企画・立案を行うが、永続的ではない。今後各国の意向を反映しながら事業を進められるようなシステム作りも必要である。
- WBUAP と AMIN の関係としては、それぞれ独立した団体ではあるが、目指す目的等を共有していると考え。今後、各団体とのリンクとして、各団体との意見の交換や交流をしていくことを検討する。

#### 6. 第9条（推進委員会の権能）について

- 今後、規約の改廃は1年1回のAMIN総会で各国と議論の上で行う等、AMIN総会の規定なども規約に加えていくことが必要なのではないかという意見があり検討する。

### 第4章 役員

#### 7. 第11条（役員の職責）について

- 組織が小さい現状では事務局長は必要ないが、組織が大きくなった場合には検討が必要。

#### 8. 第12条（任期）について

- 再任の回数制限については組織が大きくなり、発展した際に再度検討する。
- 会計は、現在は筑波技術大学の会計が行っているが、今後形を変え発展した際には再度検討する。
- 任期は4年など長いほうが良いという意見があったが、2年ごとに役員評価し、再任するか検討するような形をとる。
- 委員長と副委員長が同時に交代するようなことがあると、引き継ぎや責任の所在など、諸問題が起こることが考えられるのでそこは考慮すべきではないかという意見があったが、推進委員による互選ということで決定するため責任の所在ははっきりさせることができると考える。
- 第一代委員長の任期は2007年10月24日から2008年3月31日とする。

### IV. 今後のAMINの活動について

- ・2007年度海外講習会予定国はベトナム、カンボジア、モンゴル、ラオス、マレーシアとなっている。今回12カ国からの海外講習会の希望があったが、これから特に普及が必要だという国を優先して講習会を開催していく。来年度以降の詳細は現時点では確定していない。
- ・海外講習会は指導者養成の活動であると理解しているが、短期間の海外講習会でその人材育成につながるのかという質問があがり、AMIN推進委員会の見解としては、講習の受講生の基準として、①現在視覚障害者に指導している者、②今回の講習会で得た知識・能力を周辺の視覚障害者に伝達する意思と能力の有る者、③今後継続して講習に参加できる者としている。短

期の講習だが、回数を重ねることにより少しずつグレードアップすることは可能であると考え。また、今後は長期の講習の開催も視野に入れながら事業を進めるとする。

- ・日本語のテキスト作成し、現在英訳をすすめている。また、将来的には各国の言語に対応したもの、点字版、録音版のものもそれぞれ作成することを検討している。

以上